

広島市告示（西区）第20号

令和 7年 4月 23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250420311001	自転車	西_長期放置	2025/04/20	GF9D36778		普通	白
2	250420311002	自転車	西_長期放置	2025/04/20	IC1B0066G		普通	黒
3	250420311003	自転車	西_長期放置	2025/04/20	LAI00106	広島A886547	普通	あずき
4	250420311004	自転車	西_長期放置	2025/04/20	ST0JA19712	広島う595376	普通	あずき
5	250420311005	自転車	西_長期放置	2025/04/20	G188652461	広島A994831	電動	黒
6	250420311006	自転車	西_長期放置	2025/04/20	K12015725	広島A718115	普通	あずき
7	250420311007	自転車	西_長期放置	2025/04/20	STSLY10671	広島B095738	普通	緑
8	250420311008	自転車	西_長期放置	2025/04/20	CT0C05257	埼玉県警1319036	普通	銀
9	250420311009	自転車	西_長期放置	2025/04/20	H1S102855	広島う831506	普通	黒